

「令和 6 年能登半島地震」による損害について、被災事業用資産の損失額を必要経費に算入する場合の入力方法

不動産所得がある場合

「収入・所得の入力」画面で「**不動産所得**」を押し、「不動産所得の入力」画面の下段、「**被災事業用資産の損失**」から損害の内容を入力する方法をご案内します。

【入力例】 ※スマホも同様の操作となります

所得金額がマイナスの場合
「被災事業用資産の損失」が
表示されます。

不動産所得の入力

不動産所得の入力

不動産所得の入力

「所得税青色申告決算書（不動産所得用）」を基に入力してください。

A 収入金額の合計（円）

※：「所得税青色申告決算書（不動産所得用）」の（4）

1,000,000

B 所得金額（円）

※：「所得税青色申告決算書（不動産所得用）」の（23）

-5,800,000

C 土地等取得のために要した負債の利子の額（円）

※：必要経費に含めた場合のみ、その金額を入力してください。

被災害事業用資産の損失

☒ 被災事業用資産の損失がある ?

入力する >

① 「はい」を選択する

② 能登半島地震の発生日
令和 6 年 1 月 1 日を選択する

不動産所得の入力

被災事業用資産の損失額の入力（不動産所得）

災害の原因

被災事業用資産に係る災害の原因は、令和 5 年 4 月 1 日以後に発生した特定非常災害の指定を受けた災害によるものですか？

> 特定非常災害の指定を受けた災害を確認する

はい

いいえ

被災事業用資産の損失額の入力

損害年月日

令和6(2024) 1 1

損害の原因

※：12文字以内

令和 6 年能登半島地震

資産の種類など（その他）

※：12文字以内

貸家

A. 損害金額（円） ?

5,800,000

（引き続き画面の案内に沿って入力する）